備　考	愛知県長久手市西原39番地
住所記載 愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課 R4.3.4	

注意事項

1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。